監事監査報告書

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人佑愛学園寄附行為の規程に基づき、 同法人の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の学校法人の業務 若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。監査を実施す るにあたり、「学校法人佑愛学園監事監査規程」に準拠しました。その方法及び結果につ いて、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法

令和4年度監事監査計画書に基づいて、令和4年度を通して行う他、期末監査を行い ました。また、理事会・評議員会に出席し、意思決定の過程及び執行状況を把握するとと もに、理事に対し、事業の報告を求め、必要に応じヒアリングにより監査を実施しまし た。会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施して いるかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け るとともに、財務諸表、事業報告書につき検討しました。

2. 監査結果

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不 正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上

令和5年5月23日

学校法人 佑愛学園 理事会・評議員会 御中

学校法人 佑愛学園 ^{監事}式、庄亮、《